

# 農業委員会だより



令和3年 農地パトロール出発式

丹波篠山市農業委員会

☎552-6909 / FAX552-2090  
E-mail nogyoin\_div@city.sasayama.hyogo.jp

## 農業者年金に加入しましょう！

### 農業者年金の特徴

- 農業者の方なら広く加入できます**  
60歳未満の国民年金第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事している方なら誰でも対象。農地を持たない配偶者や、後継者などの家族従事者も加入できます。
- 少子高齢化にも強い年金**  
自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取れる年金額が決まる「積立方式(確定拠出型)」年金。加入者・受給者の数に左右されにくいです。
- 保険料の額が自由に決められる**  
月額2万円から6万7千円の間で千円単位の選択が自由で、経営状況や生涯設計に応じていつでも見直し可能です。
- 終身年金で80歳までの保証付き**  
農業者老齢年金は、65歳から受給開始で生涯受け取れるだけでなく、希望すれば60歳から繰り上げ受給も選べます。仮に加入者・受給者が80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れる予定であった老齢年金(現在価値相当額)額が死亡一時金として遺族に支給されます。
- 税制面の優遇措置があります**  
支払った保険料全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税となります。
- 一定条件を満たせば保険料の国庫補助**  
認定農業者で青色申告をしている方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者で一定の条件を満たした方は、保険料の国庫補助(月額最高1万円)が受けられます。

### 令和4年から農業者年金がさらに便利に、より加入しやすくなります！

- ポイント1** 【令和4年1月から】  
若い農業者が加入しやすいよう保険料が引き下げられます(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます)
- ポイント2** 【令和4年4月から】  
受給開始時期の選択肢が広がります(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます)  
【農業者年金老齢年金:65歳以上75歳未満】【特例付加年金:65歳以上(年齢上限なし)】
- ポイント3** 【令和4年5月から】  
農業者年金の加入可能年齢が引き上げられます(60歳以上65歳未満の方も加入できます)

農業者年金の内容や相談については、農業委員会かJAまたは農業者年金基金にお問い合わせください。

詳しくは  
**農業者年金基金**  
で検索



独立行政法人 **農業者年金基金**  
○専門相談員☎03-3502-3199  
●企画調整室☎03-3502-3942



# 農地パトロールを実施しました！



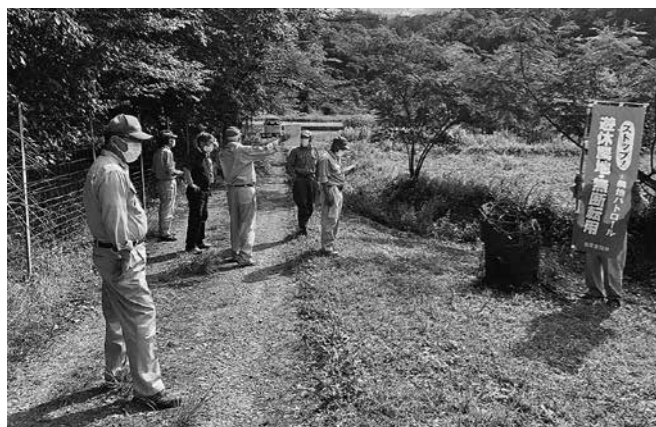
農業委員会では、例年8月上旬に市内全域で、地域の農地利用の確認や、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用発生防止・早期発見を目的として、農地パトロールを実施しています。

農業委員や農地利用最適化推進委員、担当職員が農地を見回り、耕作の状況などを見て遊休農地になっていないか、今年も確認を行いました。

パトロールの結果、問題のある農地については、地区担当各委員による直接の是正指導や文書指導、今後の利用意向調査を行っています。農地の遊休化は、農地集積に支障をきたすだけでなく、病害虫発生を助長し、有害鳥獣の隠れ場所になるなど、農業振興に悪影響を及ぼします。

地域では、担当委員が遊休農地や違反転用の発生防止・早期発見に日々尽力しています。

農地について、お困りのことがあれば、地元の農業委員や農地利用最適化推進委員にご相談ください。



## 農地に関する各種手続き

～ 3条申請・4条申請・5条申請・形状変更・相続手続き ～

農地は大切な農業生産基盤です。農地の所有権移転・賃貸借権の設定・形状変更および農地以外に転用などをされる場合は、事前に農地法による手続きが必要です。

### ●農地法第3条の許可申請手続きとは？

農地を農地として売買・贈与・貸し借りをを行う場合、許可が必要です。  
 ※農地の貸借は農業経営基盤強化促進法の「利用権設定」でも権利設定ができます。  
 詳細は農都政策課(☎552-1114)へご相談ください。

### ●農地法第4条の申請許可手続きとは？

自分名義の農地を、農地以外にして自分が利用する場合、許可が必要です。

### ●農地法第5条の申請許可手続きとは？

他人名義の農地を買受・借受して農地以外に利用する場合、許可が必要です。

### ●農地形状変更に係る届け出とは？

農地を耕作しやすいようにしたい場合(湿田解消のためのかさ上げなど)、届け出が必要です。

### ●農業用施設等届け出とは？

自分名義の農地を農業用倉庫・農機具庫などで利用する場合、届け出が必要です。

※農業用施設で面積が200㎡(2a)未満に限り届け出で転用可能。

《注意》申請および届け出で農業振興地域整備計画の「農用地区域」内(農業経営で農業を振興し農地を保全する区域)で計画する場合は、事前に農都政策課(☎552-1114)へご相談ください。

### ●非農地証明願の提出とは？

登記地目を農地以外に変更する場合、提出が必要です。

ただし、該当筆の現況が農地以外になっている(20年以上)、農地への復元困難などの条件があります。

### ●農地法第3条の3第1項の規定による届け出とは

相続により所有権を取得した場合、届け出が必要です。

届け出を要する権利取得は、相続、法人の合併・分割、時効などです。

届け出は、権利取得を知った日からおおむね10カ月以内に行う必要があります。

## ～ 申請に関する農業委員会の流れ ～

毎月5日(休日の場合は前開庁日)までに申請書類一式を農業委員会事務局に提出していただきます。

申請内容を事務局で確認後、現地調査を経て、毎月22日ごろの定例会議で審議が行われます。

定例会議において許可されると、定例会議後に許可書を交付いたします。

農地法第4条申請、第5条申請は知事へ進達され、最短で翌月の月末に許可書交付となります。

※上記以外でも農地に関することは、農業委員会事務局(☎：552-6909)まで、ご相談ください。

## STOP! 農地の違反転用

農地転用には許可が必要です!

農地の所有者を含め、違反転用者には厳しい措置がとられます。

農地法の罰則

3年以下の懲役または300万円(法人の場合1億円)以下の罰金